

## 理事の職務権限規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人はこぶね（以下「法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

### (法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

### (理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより職務を執行する。

### (代表理事)

第4条 代表理事は、理事の代表として、この法人の業務を統括して管理する。

### (副代表理事)

第5条 副代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別紙「理事の職務 権限一覧」に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(2) 毎事業年度1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

### (細則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

### (改訂または廃止)

第6条 この規程の改訂または廃止は、理事会の決議による。

附則 この規程は、2021年4月1日から施行する。(2021年3月27日決議)

### 理事の職務権限一覧（項目：権限者）

事業計画案及び予算案の作成に関すること：代表理事

事業報告案及び決算案の作成に関すること：代表理事

人事及び給与制度の立案及び報告に関すること：代表理事  
重要な使用人以外の者の任用に関すること：代表理事  
規程案の作成に関すること：理事長 出張に関すること：代表理事  
1件5万円以上の支出に関すること：代表理事  
1件5万円未満の支出に関すること：副代表理事  
事業の実施に関すること：代表理事  
職員の教育・研修に関すること：副代表理事  
渉外に関すること：代表理事  
福利厚生(役員含む)に関すること：副代表理事  
外部に対する重要な文書発簡：代表理事  
外部に対する一般文書発簡：副代表理事  
一般事務連絡：副代表理事

#### 代表理事

- ・この法人を代表して業務を総理
- ・理事会を招集して議長としてこれを主宰

#### 副代表理事

- ・代表理事を補佐し、この法人の業務を執行
- ・代表理事の事故時等の職務執行